

千住宿PRロゴ使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和7年度に千住宿開宿400年を迎えたことを記念して作成した「千住宿開宿400年記念ロゴ」をもとに作成した千住宿PRロゴ（以下「ロゴ」という。）を、足立区（以下「区」という。）が使用し、又は区以外のものに使用させる場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の承認申請)

第2条 営利目的、非営利目的に関わらずロゴを使用するものは、あらかじめ区公式ホームページの専用入力フォームに必要な事項を入力の上、使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、使用承認書（第2号様式）により行う。

3 区長は、第1項の承認に際して、必要と認める条件を付すことができる。

(使用の基準)

第3条 ロゴの使用は、千住の魅力を発信し、まちを盛り上げることを目的とする場合に限る。

2 第1項によりロゴを使用しようとする区以外のもの（以下「ロゴ使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴを使用することができない。

(1) 足立区のイメージを傷つけるおそれがあるとき。

(2) 法令又は公序良俗に反するとき。

(3) ロゴの使用目的が政治的又は宗教的なものであるとき。

(4) ロゴ使用者が反社会的な組織に属しているとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、区長がロゴの使用を不相当と認めるとき。

(制作物等の提出)

第4条 第2条第2項により承認を受けたロゴ使用者は、制作物等の完成後、制作物等を区に提出するものとする。ただし、制作物等の提出が困難なものについては、その写真をもって制作物等の提出に代えることができる。

(使用の中止)

第5条 区長は、ロゴ使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、ロゴの使用を中止させることができる。

(1) この要綱に違反することが判明したとき。

(2) 申請又は届出の事実と異なるなど、虚偽又は不正があったと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が不相当と認めるとき。

(責任の制限)

第6条 前条の規定によりロゴの使用を中止した場合、ロゴ使用者に損害が生じても、区はその責めを負わない。

(ロゴの改変等)

第7条 ロゴ使用者は、区が提供するロゴデータを利用するものとし、ロゴの改変は認めな

い。

(使用料)

第8条 ロゴの使用料は、無償とする。

(遵守事項)

第9条 ロゴ使用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) ロゴを使用した製作物等の商標登録をしないこと。
- (2) この要綱及び別に定めるロゴ使用ガイドラインの規定に反しないこと。
- (3) ロゴを使用した製作物を有償販売する者は、承認された内容により使用し、区の付した条件に従うこと。
- (4) ロゴの使用に係る権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(事故、苦情等の処理)

第10条 ロゴの使用に関する事故、苦情等が発生した場合は、ロゴ使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(区による使用)

第11条 区の各課の長は、その責任において、その所管する事業のためにロゴを自由に使用することができる。ただし、第9条第2号に規定するガイドラインの規定を遵守するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則 (7足政シ発第832号 令和8年3月27日政策経営部長決定)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。